

# 第15回半田市農業委員会総会議事録

令和6年9月20日午後1時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

## 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 第41号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第42号議案 農地法第4条の規定による許可申請について  
第43号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第44号議案 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）  
諮問第5号 農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地利用計画の変更について  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

### 委員の出欠席

農業委員			農地利利用最適化推進委員		
番号	氏名	出欠席	担当区域	氏名	出欠席
第1番	深津延幸	出席	有脇・亀崎	石川丈夫	出席
第2番	小栗絵里	出席	乙川	高橋智恵	出席
第3番	岩橋克巳	出席	半田・岩滑	青木功雄	出席
第4番	新美久美子	出席	成岩	榊原且己	出席
第5番	竹内甲永	出席	板山	岩橋一成	出席
第6番	榊原久美	出席			
第7番	堀寄純一	出席			
第8番	石川敏彦	出席			
第9番	藤野道子	出席			
第10番	石川明美	出席			
第11番	新美周大	出席			

### 事務局出席者

事務局長	大木康敬	書記	服部由紀
書記	竹内裕基		

## 事務局

ただ今から第15回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 会長

皆さんこんにちは。暑い中ご出席ありがとうございます。今年はいよいよ稲刈りも始まりそうで、米の価格もよいため農業者の方にとっては嬉しいことではありますが、忙しくなるところご苦労様でございます。本日も活発なご審議よろしくをお願いいたします。

## 事務局

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は11名中11名です。また、推進委員5名中5名ご出席いただいております。

それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

## 議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、9番の藤野道子委員と11番の新美周大委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、竹内氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の第41号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、3件出ております。番号603-14について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

## 事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は武豊町にお住まいの方で、すでに半田市内に農地を持ち、祖父・父と受け継ぐ農機具を使用して水稻と玉ねぎの栽培を行っています。申請地では水稻を行う予定です。他の所有地、及び借入農地はすべて耕作されておりましたので特に問題ないかと思えます。土地については担当委員よりよろしくお願いします。

## 委員

現地につきましては、まさに写真の通りで、数年耕作していないのかと見受けましたが、申請代理人に確認したところ、この農地を取得して規模を拡大し、農業に勤んでいきたいということで申請に間違いがないとのことですので、適当と考えます。

## 議長

番号603-14につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-14 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-14 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 603-15 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 委員

議案については、記載のとおりです。申請代理人と話をし、内容については間違いがないとのこと。現地も確認し、写真のとおり長年手が入っていない様子でしたが、新たな耕作者が行うとのことですので、本案件は適当であると考えます。

#### 議長

番号 603-15 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-15 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-15 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 603-16 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 委員

議案については記載のとおりです。現地は別冊の 1 頁にあたります。申請地の北西に申請人の家があり、もともと申請人は申請地の西側のところに農地を所有しておりましたが、この度石塚地区に工業団地ができるということで、その区域に現在の所有地が入っているため、その代わりの農地を譲り受け、農業を引き続き行っていきたいとのこと。

#### 議長

番号 603-16 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-16 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-16 を承認・可決いたします。

続きまして、第 42 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、1 件出ております。

番号 604-3 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 委員

議案については記載のとおりです。申請人は現在アパートに住んでおられて妻と子供の 3 人で住んでいるのですけれども、将来手狭になるということで新たに家を新築したいということです。この案件につきましては 6 月 20 日の総会で農用地区域の除外でご説明した案件ですがもう一度説明いたします。

申請人は米を中心として生産をしておりまして、両親・兄弟も専業農家であり一家で農業を営んでいます。今回の申請地につきましては耕作地の中心に近く、また現在使用している農業用倉庫も近いため効率的であるということで場所を選定したということです。場所につきましては、担当委員よりお願いします。

## 委員

場所については、別冊 3 頁を見てください。家の裏側に排水路があります。周りは家が順番に建っていく場所ですので問題ないのかなという印象を受けました。

## 議長

番号 604-3 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 604-3 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 604-3 を承認・可決いたします。

続きまして、第 43 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、2 件出ております。

番号 605-29 について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

## 事務局

議案については記載の通りです。本件は 6 月総会において除外の審議を行った案件です。借受人は武豊町に本店を置き、建設工事・請負業等を営む法人で、この度業務拡大に伴い、資材置き場、土砂置き場、社員駐車場を整備する必要が生じたため申請地に設置したいとするものです。本件については制度不理解により、すでに利用を開始しており、今回はこれを改めて遡及して除外、そして転用の手続きをとるもので、始末書を添付されている案件でしたので、要件を満たしており特に問題ないかと思えます。場所についてはお願いします。

## 委員

場所については、別冊 4 頁をご覧ください。半田インターの内側、東側の交差点より北東の位置にございます。場所については以上です。特に問題ないかと思えます。

## 議長

番号 605-29 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-29 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-29 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-30 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

なお、農業委員会に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、自己に関連する議事には参与できないこととされておりますので、関係委員は一時ご退出ください。

(一時退出)

## 委員

議案については記載のとおりです。借受人は半田市柁町に本店を置く建設業を営む法人です。この度事業の拡大と共にリース車両等を取得する運びとなり、駐車スペース及び資材置き場の確保が必要となり転用を希望するものです。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 5 頁をご覧ください。中部電力の変電所の南西に位置し、場所は問題ないと思うのですが現在は耕作放棄地となっています。一つ気になったのが、住宅街の中の一番奥でトラック等が稼働するという事なのですが、朝とか晩にトラックが稼働したときにうるさいかなと、そこだけ気になります。以上です。

議長

番号 605-30 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

先ほど、住宅の奥の方にあるからトラックが稼働したらうるさいんじゃないかということが懸念点として調査結果として出てきたのですが、この部分に関して農業委員会として、何か行えることはありますか。

事務局

愛知県から許可が下りた際、申請者に対して半田市各課からの意見書を送付します。その意見書に、半田市農業委員会の意見として、本案件の懸念事項について付すこととします。

議長

他に番号 605-30 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-30 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-30 につきまして、を承認・可決いたします。

続きまして、第 44 号議案「農用地利用集積等促進計画の公告について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。「中間管理機構と借り手」の「借り手」の変更手続きとなります。

申請人はこれまで個人経営でしたが、この度法人を立ち上げられました。そのため、個人で結んでいた契約を法人で契約しなおすものです。担い手としてこれからも引き続き、勢力的に農業を行うものをして、今回の変更は特に問題ないかと考えております。

議長

議案第 44 号につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

議案第 44 号につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第 44 号につきまして、を承認・可決いたします。

続きまして、諮問第 5 号「農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地利用計画の変更について」、6 件出ております。番号 1 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。現在利用している駐車場が閉鎖することに伴い新たな駐車場を賃貸建物、アパートの居住者・入居者用として確保したいとするものでございます。現地は非常に市街化区域にも近く、今隣接地に川を挟んで新たな建物を建てている状況でありまして、この件につきましては適当であると判断をいたしました。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 6 頁をご覧ください。南知多道路半田インターより手前のところを南に 300mぐらい入ったところで、すぐ前に泌尿器科クリニックがある道向かいのところです。現地を見に行っただけで草刈りがされている状況となっていました。特段問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長

番号 1 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

申請地のすぐ隣に建設中の建物は何になりますか。

事務局

老人介護系の施設になります。

議長

他に番号 1 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

農務担当

本案件は、白地に面する土地で 6 要件も問題なく、除外もやむを得ないと判断しております。

議長

他に番号 1 につきまして、ご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 1 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 1 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 2 について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載の通りです。申請者は常滑市に本社を置く法人で、市内にも工場がある会社となります。本案件は、申請者が外周土留めの工作物を先行して行ってしまったため、今回はこれを改めて遡及して除外の手続きをとるものです。この後転用の手続きを行っていくということを聞いております。場所については担当委員よりよろしくお願いします。

委員

場所については、別冊 7 頁をご覧ください。市営君ヶ橋住宅を西にいったところにございます。工場の北西側の角にございます。

議長

番号 2 につきまして、ご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

#### 農務担当

隣接している工場の土留め擁壁ということで、6要件は問題なく除外はやむを得ないと考えております。

#### 議長

番号2につきまして、他にご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号2につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号2を承認・可決いたします。

続きまして、番号3について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 事務局

議案については記載の通りです。申出者は岐阜県岐阜市若宮町に本社を置く法人です。新病院の門前薬局として建設したいということで除外を行い、転用をしていきたいというものです。現在は病院の資材置き場兼駐車場として一時転用をしている状況で、その後薬局にしていくという内容になります。場所については担当委員をお願いします。

#### 委員

場所については、別冊8頁をご覧ください。半田病院併設地の東側に位置し、北側200mくらいに知多南部総合卸市場があるところです。申請地の現状として、病院建設の現場作業員の駐車場及び資材置き場となっております。以上、審議の程よろしく願いいたします。

#### 議長

番号3につきまして、ご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

#### 農務担当

白地に面しており、周辺部ということで6要件も問題なく、除外はやむを得ないと判断しております。

#### 議長

番号3につきまして、他にご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

#### 委員

この申請地周辺で他に一時転用されている場所はありますか。一時転用してしまうと、農地として戻すとはいえ、次の事業で使いやすくなってしま土地になってしまうため、懸念しています。

#### 事務局

この周辺で、他に一時転用の申請は、確認しておりません。

#### 議長

番号3につきまして、他にご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号3につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号3を承認・可決いたします。

続きまして、番号 4 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。本件については牧場の従事される方が、農家住宅を作りたいということで、除外を申請するものです。場所については担当委員よろしく願いいたします。

委員

場所については、別冊 9 頁をご覧ください。知多半島道路の西側にあたり、南の方に行くと、インターがあります。申請地は、周りに住宅が建っているなかで一番農地に近いところですが、申請地の周りは住宅地になっています。

議長

番号 4 につきまして、ご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

農務担当

南にも住宅地が広がっているような土地でありますので、白地に面する土地であり、周辺部ということで六要件は問題なく、除外はやむを得ないと判断しております。

議長

番号 4 につきまして、他にご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 4 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 4 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 5 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。この隣接地で、申請者は中古車販売の事業を行っております。昨日も見に行ってきたんですけども、もう既に満車ということで在庫の車両をいっぱい抱えておられました。申請書類にも過去 2 年間、3 年間、開業してから 3 年目なんですけれども、その間の確定申告の書類を見せていただいたら、事業拡大十分できております。今後の事業拡大のために隣の土地を購入することにした、という案件になります。場所は、別冊 10 頁についてご覧ください。県立の半田東高校の西側なのですが、東大矢知町の土地であります。道路沿いに愛知用水の支線が入っています。道路側溝も綺麗にされていますし、奥の方はがけ地なもんですから、ほかの農地への影響もない。左側の高圧線の方が工場になっておりますので、民地・農地もない。特に問題はないように感じましたので、よろしく願いいたします。

議長

番号 5 につきまして、ご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

農務担当

今回の申請地とは反対側の場所を令和 3 年に除外をしており、そこに面するというので、白地に面しており、周辺部ということで六要件は問題なく、除外はやむを得ないと判断しております。

議長

番号 5 につきまして、他にご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 5 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 5 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 6 について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 事務局

議案については、記載のとおりです。愛知県の企業庁が主体となって行う事業として、半田市の石塚地区で工業団地の造成事業を行うものです。それに伴う用地について、企業庁が制度に則って除外の手続きを取るというものになります。事業の概要については、半田市において企業の進出の要望に対して、企業に入ってもらえる場所が少ないということで、随分前から工業団地の造成が急務であるという課題がありました。それに対していくつかの候補地を候補に挙げて検討を重ねた結果、立地的な問題や整形の問題で、こちらの石塚地区が候補地となりました。この土地についてこれまで土地の所有者の方と交渉を進めてまいりまして、一定の段階を超えたところで企業庁の方から除外手続きができる段階になったということでこの度除外の申請が出てきております。場所については担当委員よりよろしくをお願いします。

#### 委員

場所については、別冊、11 頁をご覧ください。緑ヶ丘住宅の南側に道路がある反対側の区画で、ど真ん中一面が工業団地になってしまうという場所です。お話を聞いたのは何年前かちよっと覚えもないですが、去年くらいまで耕作できますよって言われて、1 年延びて、また 1 年延びて、という状態で、この前説明もあったので、いよいよ始まるのかなというところなんです。現地を確認しましたが、田んぼを作ってる方はいまだに田んぼをやってらっしゃって、北西の方の真ん中の方は水の出が悪いところは、契約も終わっちゃったので、今は耕作放置状態で、場所によってはいろいろです。以上です。

#### 議長

番号 6 につきまして、ご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

#### 委員

工業団地の区域が主要な道路に面していないように感じるのですが。

#### 企業立地担当

区画の選定に際しては、愛知県企業庁と検討しながら、補償物件の有無など事業の採算性がとれることや、概ね整形な区画となるように選定しております。ただ道路につきましては今回大きい道路に面していないということになりますけれども、工業用地へのアクセス道路として図面で示す右上のところで一か所県道に接する部分及び都市計画道路の西尾知多線の一部は市の方で整備を併せて実施する計画としております。

#### 委員

すみません、口頭で市道の名前をいっていただくより、図示していただきたいです。

#### 企業立地担当

----- 図示 -----

委員

整備をしなくても接道が取れるように、事業地の選定はしなかったのですか。

企業立地担当

そちらの部分も計画地に入っていたんですけども、事業自体に賛成はいただいているんですけども、現時点でここに住んでいる方がここを退けないというご事情がありましたので、この区域はやむを得ず区域から除外をしているという状況になります。

議長

番号 6 につきまして、他にご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

委員

農用地区域の除外という提出だと思うんですけども、そもそもこの地域の指定をするにおいて、この地域の中でもまだ賛成同意書が得られていない人もいると思うんですが、同意は既に 100%いただいているということでしょうか。

企業立地担当

開発区域内の同意は 100%書面でいただいております、100%という認識でお間違いないです。

議長

番号 6 につきまして、他にご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

委員

今回これが承認されると、来年のいつから農地ではない課税が始まるのでしょうか？

事務局

固定資産税の話でしょうか。

委員

固定資産税です。今回農用地でなくなるという地区の指定だけだから、農地は農地で現状が変更されるまではずっと農地の課税ということなんですかね。

事務局

課税についてはですね、今年度中は耕作が可能ということになっているので、7 年度までは今のところ耕作していただくことが可能です。ですので固定資産税の課税については、その都度現況を確認して、まあ現況課税になりますので、農地の状態であれば、その次の年の課税も農地課税という形になりまして、実際にそれが農地でなくなった時点で課税が変わってくると思いますが、詳細は固定資産税の担当が確認することになると思います。

議長

番号 6 につきまして、他にご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

委員

事業地エリアのところは 100%所有者に了承いただいたということで、この周りも農地だと思うのですが、この周りの農地の所有者にも告知とかはすでに終わっていて、日当たりとか農地だとそういうのもあると思うんですけども、そういう点についても了承いただいているのでしょうか。

企業立地担当

周辺の農地の所有者には、全件事業説明をさせていただいております。また、併せて 8 月 21 日に周辺の地区計画の説明会というものを開催いたしまして、この事業については説明させていただいているところでも解もいただいているというところでございます。

議長

番号 6 につきまして、他にご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

委員

工業地団の工業排水はどういう計画になってるんでしょうか。

企業立地担当

排水ですけれども開発区域内で調整池を設けますので、雨水排水については調整池を経由して大雨が降ったとしても流量を調整した上で下流が溢れないように流していきます。工場排水については、公共下水道の整備を予定しておりますので、そちらの方から排水する予定となっております。

委員

最終的には、どういう経路でしょうか。

企業立地担当

経路は調整池に一旦貯めて、既存の水路から上池、七本木池を経由して衣浦港に流れていきます。

委員

今もそのように流れていますか。

企業立地担当

いまもそうですね。

委員

事業地内に沈砂地は作らないでしょうか。

企業立地担当

作ります。事業地内に調整池と沈砂地を合わせたものをつくります。

委員

既存の水路の容量は大丈夫でしょうか。

企業立地担当

容量は、計算上問題ありません。

委員

その水路を使用して、農業を行っている人はいますか。

企業立地担当

この水路を使って農業をしている人はいません、排水だけです。用水はありません。

議長

番号 6 につきまして、他にご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 6 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 6 を承認・可決いたします。

続きまして、「農用地区域の用途区分変更」について、1 件出ております。番号 1、担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 委員

議案については、記載のとおりです。申出をされたのは、7 月くらいに会社を立ち上げ、農地所有適格法人を立ち上げて、グランドカバー、芝の栽培を目指している法人です。以前からこの場所の温室が売りに出されていて、利用すれば効率よく営農できるだろうという方針で法人を決意したような状況です。補足を事務局をお願いします。

#### 事務局

こちらは、半田市の新規就農者の案件です。ハーブやグランドカバーについて栽培をこれからしていくところです。その方が、個人とは別に仲間と法人を設立して両方で事業を展開していきたいということで、こちらの法人の方ではハウスでやりたいということで、別の方が代表なんですけれども、一緒にやられるということです。現場を見せていただいたところ、この写真にあります通り、コンクリート敷になっています。ハウスは基本的に地面が土のままでしたら、農地の扱いになりますが、これからコンクリート張りにする場合は農地法 43 条もしくは農地転用の手続きが必要になります。しかし、申請地は既にコンクリート張りの状態になっており、農地法 43 条の手続きは遡って行うことは不可能なため、今回は是正という形で、農地転用の申請が提出される予定となっております。農振法の手続きは、農業用施設用地という用途変更の手続きとなります。

#### 議長

番号 1 につきまして、ご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

#### 農務担当

この案件については除外ではなく用途変更という形になります。農地として守っていくべき土地としてどちらも設定している土地になりますが、農用地のまま何か建物とか農業用の建物を建てることはできないので、農用地から農業用施設用地に変更することによって、農業用ハウスであったり、倉庫であったり、そういうものが建てられるようになります。今回申請で出てきた部分に関しては、栽培用施設でこの中で観葉植物を育てる予定です。栽培用施設での使用であれば、建築の許可が不要なることを建築課に確認をとっております。

#### 議長

番号 1 につきまして、他にご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 1 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 1 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が

18 件、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」が 3 件、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 6 件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しましたことをご報告いたします。

議長

報告第 1 号から第 3 号について、何かご質問ご意見等はありませんか。

(異議なしの声多数あり)

これで第 15 回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 30 分)